

令和3年度 軽自動車税（種別割・軽自動車三輪車及び四輪車）税率

(表1)

車 種			平成27年度から		平成28年度から
			平成27年3月31日以前に初めて車両番号（ナンバー）の指定を受けた車両	平成27年4月1日以後に初めて車両番号（ナンバー）の指定を受けた車両 【※1】	初めて車両番号（ナンバー）の指定を受けてから13年を経過した車両 【※2】
三輪車（660cc以下）			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上の 軽自動車 (660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

【※1】平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けた車両（自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年4月以後のもの）について、改正後の新税率が適用されます。

（令和2年4月1日から令和3年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を満たす車両については、**令和3年度に限り**下記（表2）の税率が適用されます。

【※2】電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料としている電力併用軽自動車、被けん引自動車は除きます。

★燃費性能に応じたグリーン化特例による軽課 (表2)

車 種			令和3年度のみ		
			(ア) 電気軽自動車・天然ガス軽自動車（30年排出ガス基準適合又は平成21年排ガス基準10%低減）	(イ) ●乗用：30年排出ガス50%低減又は17年度排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準+30%達成車 ●貨物用：30年排出ガス50%低減又は17年度排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準+35%達成車	(ウ) ●乗用：30年排出ガス50%低減又は17年度排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準+10%達成車 ●貨物用：30年排出ガス50%低減又は17年度排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準+15%達成車
三輪車（660cc以下）			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上の 軽自動車 (660cc以下)	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円